

外貨定期預金規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記第 5 条の (3) のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記第 5 条の (3) の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行本支店のうち当行所定の店舗で預入れまたは払戻しができます。

3. (預金の支払時期)

(1) この預金は、証書表面記載の満期日以後に利息とともに、証書の提出を受けて支払います。

(2) 先物為替予約締結分の預金は、満期日にご来店の上手続願います。万一ご来店がない場合は、同日付で自動的に解約させていただきます。証書は以降無効となりますので、ただちにご返却ください。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、満期日に証書表面記載の期間、利率を用い、当行所定の方法によって計算し、この預金とともに支払います。

(2) 当行がやむを得ないと認める場合を除き、この預金は、満期日前に解約することはできません。当行がお客様からの解約請求に応じる場合、後記第 5 条 (3) の規定により解約する場合など、当行がやむをえないものと認めて、この預金を満期日前に解約をする場合、その利息は預入日から解約日の前日までの期間について、解約の時に当行が定める利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の満期日以後に解約、または書替継続する場合の満期日から解約日、または書替継続日の前日までの期間についての利息は、解約の時に当行が定める方法により表示する利率によって計算し、この預金とともに支払います。

5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により、記名押印または署名してこの証書とともに提出してください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。またこの解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。また、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が後記第 9 条の (1) に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が、口座開設申込時にした表明・確約に関して申告内容に反することが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当する事が判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 自己、自社の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

6. (届出事項の変更、証書の再発行等)

(1) この証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって原則として当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(2)この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合は、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7.(成年後見人等の届け出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4)成年後見人等につき補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (5)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (6)前4項の届け出の前に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

8.(印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影、または署名を届出の印鑑、または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9.(譲渡、質入れ等の禁止)

- (1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10.(通知等)

当行が行った通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうへ、預金証書は当行所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱い、ならびにこの預金およびこの預金を見合いに締結された先物為替予約を満期日(受渡日)前に解約することにより発生する損害金・手数料等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。
- (4)相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12.(規定の準用等)

本規定に定めのない事項については、外国為替関連法規ならびに当行の各種規定により取扱います。

13.(適用法令等)

- (1)この規定の解釈は日本の法律によって行われます。
- (2)この預金に関して訴訟の必要を生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

14.(規定の変更等)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で周知することにより、随時変更できるものとします。
- (2)前記(1)の変更は、前記(1)の周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上